

入札監理小委員会の審議結果報告

横浜第 2 合同庁舎の管理・運營業務

財務省の横浜第 2 合同庁舎の管理・運營業務について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、公共サービス改革基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表において、新規の事業として選定されたものであり、従前は、6 つの業務毎に一般競争入札(又は少額随契)による単年契約を行っていたが、今回から各業務を包括化するとともに、国庫債務負担行為の活用による 3 年間の複数年契約とする。

2. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

「快適性の確保」の質の設定において、利用者の満足度アンケート調査の「施設管理の全体的な印象」と問う設問について、設問が抽象的で事業者の努力で改善できないような要素が含まれるため、そのような要素が含まれない設問にすべき。

【対応】

指摘を踏まえ、当該設問は抽象的な設問であるため、削除した。(資料 9 - 2 287 頁)

【論点】

従前は 1 者応札となっていた入退館管理システムの保守業務について、包括化に当たり、競争性改善に向けてどのような工夫をしたか。

【対応】(修正なし)

別途作成する入札説明書の中で、システムに関する資料が閲覧可能である旨を記載し、情報開示を行う。また、公告期間を従前の 10 日間から 50 日間とし、事業者への周知を図る。

3. パブリック・コメントの対応について

平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 22 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、4 者から 38 件の意見等が寄せられた。これを踏まえ、以下のとおり必要な修正を行った。

・機械設備点検保守業務において、汚水槽・雑排水槽の定期点検時期が法令に則してなかったため、法令に則した時期に修正。(資料 9 - 2 58 頁)

・監視制御設備点検保守業務において、バッテリー等の交換時期の記載がなかったため、実施年度を追記。(資料 9 - 2 95, 96 頁)

・その他の業務(厨房機器保守点検業務)において、メーカー保守が必要な器具についての記載がなかったため、それが分かるように追記。(資料 9 - 2 162, 164~166 頁)

・その他、曖昧な表現等の修正や記載漏れの数値等を追記。(資料 9 - 2 24~26, 43, 44, 79, 80, 86, 114, 119, 124, 178 頁)

以上